

**年金事務所で年金の予約相談を実施しています**

年金請求の手続きなど、年金事務所の窓口で相談される際は、事前に電話で予約をしていただくと、お客様のご都合に合わせてスムーズに相談できます。

**予約相談時間** 午前8時30分～午後4時（月～金曜日）、第2土曜日のみ午前9時30分～午後3時

**予約相談場所** 京都西年金事務所をはじめ全国の年金事務所

**予約受付期間** 予約相談希望日の1カ月前から前日まで

**申し込み** 問ねんきんダイヤル TEL0570-05-1165

連絡の際は、基礎年金番号の分かる年金手帳や年金証書を準備してください。

※予約状況によっては、希望に添えない場合がございますので、早めに予約してください。

（市民課）

**軽自動車税の申告手続きを**

軽自動車税は、毎年4月1日現在のバイクや軽自動車、小型特殊自動車（農耕用含む）などの所有者に対して課税する税金です。公道を走行しない農耕用小型特殊自動車なども課税対象になりますので、市役所にて登録の手続きをしていただき、ナンバープレートをつけていただく必要があります。

月割り課税の制度はなく、4月2日以降に廃車や名義変更の手続きをした場合でも、1年分の税金を納めていただきます。

廃車、名義変更の手続きをする場合は、4月1日までにお願います。

○原動機付自転車（125cc以下のバイク）、小型特殊自動車は市役所1階税務課（9・10番窓口）TEL25-5011

- 125ccを超えるバイクは京都運輸支局（京都市伏見区）TEL050-5540-2061
- 軽自動車（三輪・四輪車）は軽

自動車検査協会（運輸支局内）  
TEL050-3816-1844  
（税務課）

**平成29年度国民年金保険料について**

国民年金（基礎年金）は、日本国内に住所のある20歳以上60歳未満の全ての人が加入する制度です。

	必ず加入する人		
	第1号被保険者	第2号被保険者	第3号被保険者
<b>対象者</b>	・学生 ・自営業者 ・農林漁業者 など	厚生年金保険や共済組合などに加入している人 ・会社員 ・公務員 など	厚生年金や共済組合などに加入している第2号被保険者に扶養されている配偶者（20歳以上60歳未満）
<b>保険料</b>	各自が納付	勤め先で納付（給料から天引き）	自己負担なし（配偶者が加入する年金制度が負担）

**国民年金の保険料**      **平成29年度保険料**      **月額16,490円**

第1号被保険者には日本年金機構から納付書が送付されます。納付書は3種類（1年前納用、6カ月前納用【前期・後期】、月別納付書）同封されています。

いずれかの納付書に現金を添えて、全国の金融機関、ゆうちょ銀行、指定のコンビニエンスストアで納付期限までに納めてください。

**平成29年4月より現金納付による2年前納が始まります。**

現金納付による2年前納を希望される場合は、別途申し込みが必要ですので京都西年金事務所（TEL075-315-1829）まで問い合わせください。

※納付額が30万円以上の場合、コンビニエンスストアでの納付はできません。保険料を納めることが経済的に困難な場合は、本人の申し出により保険料の納付が免除または猶予される制度があります。未納にせず、必ず免除の申請をしてください。

**前納割引制度（現金納付の場合）**

国民年金保険料の支払いには、まとめて前払いすると割引される前納割引制度があります。

お得な前納割引制度をぜひ利用してください。

	本来納付額	前納額	割引額	納付期限
<b>毎月納付</b>	16,490円	—	—	翌月末
<b>6カ月前納</b>	98,940円	98,140円	800円	4月～9月分保険料 5月1日（月）
				10月～翌年3月分保険料 10月31日（火）
<b>1年前納</b>	197,880円	194,370円	3,510円	5月1日（月）
<b>2年前納</b>	393,960円 ※平成30年度保険料 月額16,340円	379,560円	14,400円	5月1日（月）

※月末が休日の場合は、翌営業日が納付期限となります。

**20歳になられる皆さんへ**

国民年金、厚生年金保険に加入された人には年金手帳が交付されます。年金手帳は、加入制度が変わったときや、年金の請求手続きの際にも使用しますので、大切に保管してください。

**問** 京都西年金事務所 TEL075-315-1829、市役所1階市民課国民年金係（4番窓口）TEL25-5020、FAX25-5021（市民課）